

第1 請求の内容

本件住民監査請求の内容については、請求人から令和8年1月27日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、次のとおりと認めた。

1 請求の趣旨

- (1) 愛知県知事（以下「知事」という。）が、X社が請け負った油ヶ淵水辺の学習館（以下「本件学習館」という。）の建築工事について、令和元年以降、中断し、今日に至るまで放置し、もって、油ヶ淵水辺公園の用地の適正な財産管理を懈怠していることが違法であることを確認する。
- (2) 知事に対し、Y社及びその従業員であるY1を被告として、Y社に愛知県が支払った本件学習館の設計料及び本件学習館の建築工事の監理料相当の損害金について、賠償請求又は不当利得の返還を請求する等、適切な回収措置を講ずるよう勧告されたい。
- (3) 知事に対し、愛知県職員であるZ1、Z2及びZ3、並びに愛知県とX社との間の訴訟（名古屋地方裁判所岡崎支部平成28年（ワ）第246号損害賠償請求事件及び同令和3年（ワ）第63号原状回復費用等請求反訴事件）に携わった愛知県側の関係者全員（指定代理人ら）に対して、連帯して893万2,000円の損害賠償を請求する等、適切な回収措置を講ずるよう勧告されたい。

2 請求の原因等

(1) 本件学習館の用地の財産管理を怠る事実

ア 油ヶ淵水辺公園の整備事業（以下「本件都市公園整備事業」という。）は、愛知県が「愛知県内で唯一の天然湖沼である油ヶ淵を、周辺区域も含めて、地域の憩いの場、自然とのふれあいの場となるよう整備し、良好な自然環境の保全・再生を図るとともに、多様なレクリエーション活動、健康の増進及び自然とのふれあいの場の提供を目的として整備をはかる」ことを目的として、平成26年よりも前から、進めてきた都市公園整備事業である。

愛知県は、本件都市公園整備事業のために、国土交通省からの社会資本整備総合交付金を含む多額の事業費を投入している。

イ 一方、X社が請け負った本件学習館の建築工事は、X社に対するY社の従業員であるY1の指示により、平成27年8月27日の時点で中止されて以降、今日に至るまで10年以上もの間、停滞している。愛知県が国からの補助金を取得する際に申請している、本件都市公園整備事業の事業期間の終期（令和元年）から起算しても、優に7年間も、本件学習館の用地として有効活用されないまま、放置されている。

ウ 以上から、知事は、本件都市公園整備事業を停滞させたまま、これを不正に放置し、本件学習館の用地の適正な財産管理（有効活用）を違法に懈怠しているものというべきである。

よって、請求人は、油ヶ淵水辺公園の用地に係る財産管理の違法な上記懈怠について、是正措置を強く求める。

(2) Y社及びその従業員であるY1の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権・不当利得に基づく返還請求権の行使を怠る事実

ア 愛知県が本件学習館の建築工事を再開させない（正確には、再開できない）理由（根本原因）は、歴然としている。

その理由は、本件学習館の設計業務委託の契約に基づいてY社及びその従業員であるY1が作成した設計図書（以下「本件設計図書」という。）に重大な「設計上の瑕疵」が存在し、客観的には、本件設計図書に忠実に施工する限りは、本件学習館の建築工事が履行不能だからに他ならない。

イ 重大な「設計上の瑕疵」とは、本件設計図書どおりに施工図（実際に施工を進めていくために設計図書に適合した形で詳細な寸法を書き入れて作成する図面）を作成すると、柱脚アンカーボルト（建築物の柱と基礎梁とを緊結するために基礎梁のコンクリートに埋め込むアンカーボルト）と鉄筋との間、及び土台アンカーボルト（土台となる木材と基礎梁の上のコンクリートとを緊結するために基礎梁の上のコンクリートに埋め込むアンカーボルト）と鉄筋との間で干渉が生ずることである。

このため、X社としては、Y社の従業員であるY1並びに愛知県職員で本件学習館の建築工事の監督員であるZ1、Z2及びZ3の指示のもと、柱脚アンカーボルトの施工方法を変更し、かつ、各アンカーボルト間の間隔を変更するなどの設計変更をしない限りは、コンクリート打設工事が実施できなかったのである。

ウ X社は、上記の「設計上の瑕疵」の存在を確知したことから、Y社の従業員であるY1に対し、その旨を申し出たところ、Y1から柱脚アンカーボルトの施工方法の変更指示（A種（「アンカーボルトの径に相応した形鋼等を用いて、アンカーボルトの上下を固定できるように、鉄筋等で補強して堅固に組み立て、あらかじめ設けた支持材に固定して、コンクリートの打込みを行う」工法）からB種（「アンカーボルトを鉄筋等を用いて組み立て、適切な補助材で型枠の類に固定し、コンクリートの打込みを行う」工法）への変更指示）があり、かつ、各アンカーボルトの間隔についても変更指示があった。

これら変更指示については、Y社の従業員であるY1はもとより、愛知県職員で本件学習館の建築工事の監督員であるZ1、Z2及びZ3

も承認したことから、X社としては、そのように設計図書が変更されたものと信じて、本件学習館用地の基礎配筋工事を実施し、かつ、基礎コンクリート打設工事等を完了した。

エ X社は、本件学習館の建築工事を愛知県職員で本件学習館の建築工事の監督員であるZ1、Z2及びZ3並びにY社の従業員であるY1の指示どおりに実施したが、それにもかかわらず、平成27年8月27日、突如、Y1の指示により、本件学習館の建築工事の中止を命じられた、かつ、その際、多数の「所在・態様不明の」施工不良箇所の存在がある旨を指摘された。

これに対し、X社は、本件学習館の建築工事の専任監督員であるZ3及びY社の従業員であるY1に対し、当該施工不良箇所の位置・態様の説明と、その是正方法の指示を求めたが、Z3及びY1からは何らの是正措置指示も是正方法の教示も一切なく、そうこうするうちに、平成28年2月1日、X社は、突如、本件学習館の建築工事には、多数の施工不良箇所があるとの一方的な理由のもと、愛知県から本件学習館の建築工事の請負契約を解除された。

オ なお、愛知県職員で本件学習館の建築工事の監督員であるZ1、Z2及びZ3が、上記のとおり本件設計図書の変更に基づく工事施工を承認していたにもかかわらず、途中から本件学習館の建築工事を中止することに方針転換した理由も歴然としている。Z1、Z2及びZ3の独自の「甘い見込み」、すなわち、愛知県本庁（建築指導課）に対し爾後に設計変更許可の申請をすれば、当然に、その変更許可が承認されるであろうという「浅薄な見込み」のもと、Y社の従業員であるY1の「設計ミス」による本件学習館の建築工事の施工不能を解消すべく、見切り発車式に、X社に対し事実上の設計変更を前提とした工事施工を指示したところ、愛知県本庁（建築指導課）から許可されなかったとみえて、その許可なく設計変更工事を押し進めてしまったZ1、Z2及びZ3の責任を隠蔽・糊塗し、その責任の所在をX社の施工上の瑕疵の問題にすり替えるといった形で、責任転嫁を図ったもの、と合理的に推認される。

カ 以上のとおり、Y社及びその従業員であるY1が作成した本件設計図書には、もともと重大な設計上の瑕疵があり、本件設計図書の記載された設計どおりには、本件学習館の建築という契約目的を達成することができないことは明らかであるから、愛知県としては、Y社の債務不履行又は不法行為・不当利得を主張して、Y社が利得している設計料、監理料相当額の損害賠償を請求すべきである。

ところが、愛知県の方では、Y社に対し上記の損害賠償請求をせず、Y社及びその従業員であるY1の帰責事由に基づく重大な設計上の瑕

疵の結果、愛知県に発生した財産的損害（設計料及び監理料相当額）が発生したままの状態を放置していることから、その回収措置を講ずるよう勧告されたい。

(3) 愛知県職員で本件学習館の建築工事の監督員であるZ 1、Z 2及びZ 3並びに愛知県とX社との間の訴訟（名古屋地方裁判所岡崎支部平成28年（ワ）第246号損害賠償請求事件及び同令和3年（ワ）第63号原状回復費用等請求反訴事件）の関係者（指定代理人ら）による不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実

ア X社は、本件学習館の建築工事の請負契約に基づいて、誠実に本件学習館の建築工事を実施していたところ、突如、愛知県から故なく当該契約を解除された上、指名停止処分を受けたことで、多大な損害を被った。

このため、X社は、愛知県に対し損害賠償訴訟を提起した（名古屋地方裁判所岡崎支部平成28年（ワ）第246号損害賠償請求事件）。これに対し、本訴被告の愛知県は、工事の中断の真の理由が、本件設計図書に重大な設計上の瑕疵があり、X社の請け負った業務は、当初から履行不能であったにもかかわらず、これをX社の帰責事由に基づく、施工上の瑕疵の問題に論点をすり替えた内容の主張をし、争った。

そして、その一方で、愛知県は、X社を反訴被告として、X社の債務不履行解除に基づく損害賠償請求訴訟を提起した（名古屋地方裁判所岡崎支部令和3年（ワ）第63号原状回復費用等請求反訴事件。なお、この訴訟は、上記第246号訴訟と併合されており、以下、両訴訟を併せて「本件訴訟」ということがある。）。

イ しかし、本件訴訟の過程では、愛知県職員であるZ 3（又は監督員であるZ 1、Z 2及びZ 3の3名）並びにY社の従業員であるY 1が結託し、現実には、前記のとおり本件学習館の建築工事の発注者である愛知県本庁（建築指導課）による設計変更の許可なくして、Z 3及びY 1らの独断で、X社に対し、設計変更を前提とした施工指示を行っており、違法な施工状態を作出していたにもかかわらず、愛知県は、その責任をX社に転嫁すべく、あたかも、当該設計変更がX社の独断で実施されたかのごとくに事実関係を歪曲・捏造した内容虚偽の主張をした。

それとともに、愛知県の当該主張が虚偽であることを最も端的に証明されるはずの証拠である工事打合せ記録の中の「アンカーセット作業フロー図」の証拠改ざん（当該フロー図の中の「実測値を元に穴あけ」という記載文字の削除）をした。

かかる愛知県（Z 3）及びY 1らの訴訟活動は、客観的には、裁判所を欺罔するもので、訴訟詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条第2項）に類する悪質な犯罪的行為である。

ウ　ところで、本件訴訟の実情は、上記のとおり著しく社会正義に反し、違法なものであったにもかかわらず、愛知県は、本件訴訟の過程で、もっぱら、建築途上の本件学習館の基礎に「施工上の瑕疵」があったなどと強弁しつつ、その立証手段として、鑑定請求をし、その鑑定費用として893万2,000円もの法外な費用を公金から支出した。

しかしながら、愛知県（Z3ら）においては、上記のとおり、本件設計図書には、重大な「設計上の瑕疵」があり、本件設計図書の記載された設計どおりには、本件学習館建築という契約目的を達成することができないことを承知していたのであって、愛知県本庁（建築指導課）の設計変更許可なくして、Z3及びY1らの独断で、X社に対し、設計変更を前提とした施工指示によって発生した事態（本件設計図書に反した工法による施工実施状態）を理由として、X社との本件学習館の建築工事の請負契約の解除をすること自体、何らの証拠上の根拠に基づかない違法な法律行為である。この意味で、愛知県がX社から提起された裁判について、その責任を争い、係争すること自体が不相当である。

もし仮に、愛知県において、X社に対する本件学習館の建築工事の請負契約の解除時において、当該解除事由及び指名停止処分の正当性を基礎づける、客観的な証拠（本件請負工事の施工上の瑕疵の具体的内容とその証拠上の根拠）をもって、責任ある行政行為（契約解除と指名停止処分）をしたのであれば、もっぱら、当該根拠資料を主張立証手段として本件訴訟に係争すれば足りるはずであって、約900万円もの法外な鑑定費用を愛知県民の税金から支出する必要も理由も全くない。現に、愛知県の訴訟代理人らは、当初、当該鑑定が無用である、と主張していたのである。

エ　以上のとおり、本件訴訟における愛知県の主張を前提とするならば、X社の施工上の瑕疵を基礎付けるに十分な客観的かつ合理的な根拠資料に基づいて、X社に対し契約解除の通知をしたはずであるから、本件訴訟に係る愛知県の主張を立証する手段としては、当該解除通知時までには得ていたはずの、当該根拠資料を証拠として裁判所に提出すれば、必要かつ十分だったはずである。

にもかかわらず、本件訴訟に携わった愛知県職員である指定代理人らは、本件学習館建築工事に携わったZ1、Z2及びZ3の責任を不問としつつ、Z1、Z2及びZ3並びにY1が結託して上記のとおり工事打合せ記録を改ざんしていることを承知の上で、故意又はこれと同視すべき重大な過失により、無用の鑑定費用893万2,000円を愛知県から支出させ、同金額の損害をもたらしたというべきである。

したがって、愛知県としては、これら訴訟関係者らに対し、連帯して同金額の損害を賠償させるべきである。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

1 本件学習館の用地の財産管理を怠る事実に係る要件審査について

- (1) 平成2年4月12日の最高裁判所第一小法廷判決は、「財産の管理」とは、当該財産の経済的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為をいい、「財産の管理を怠る事実」とは、そのような財務会計上の財産管理行為を怠る事実をいうと解するのが相当である旨判示しているから、この点を踏まえて以下、検討する。
- (2) 請求人は、本件学習館が建築されずに油ヶ淵水辺公園の用地が放置されている旨主張しているところ、都市・交通局公園緑地課（以下「公園緑地課」という。）及び知立建設事務所によれば、次のア及びイのとおりとのことであった。
 - ア 本件訴訟において、施工の瑕疵が存在するか否かが争われたことから、本件学習館建築工事の現場を証拠として保全する必要があったため現状を維持しており、令和4年度には鑑定が実施された。
 - イ 令和5年度には本件学習館建築工事の現場の基礎撤去の工事に係る予算を要求し、令和6年度には基礎の一部の撤去工事を実施した。
- (3) 本件学習館が建築されていないとしても、上記のような、油ヶ淵水辺公園の整備に関する行為は、公園管理行政の見地からする公園行政担当者として判断されるものであるといえるから、住民監査請求が対象とするところの、油ヶ淵水辺公園の経済的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産の管理には該当せず、法第242条の要件を欠いた不適法な請求と判断せざるを得ない。

2 Y社及びその従業員であるY1の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権・不当利得に基づく返還請求権の行使を怠る事実に係る要件審査について

請求人は、①Y社及びその従業員であるY1（以下、Y社及びその従業員であるY1を併せて「Y社ら」ということがある。）の設計には柱脚アンカーボルトと鉄筋との間、及び土台アンカーボルトと鉄筋との間で干渉が生ずるという瑕疵があることから、知事がY社らを被告として、委託料相当額を債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求、不当利得に基づく返還請求権を行使すること、また、②本件設計図書の瑕疵を隠すためにY社らは、是正措置の指示や是正方法の教示をしないなど監理を適切に実施しなかったことから、知事がY社らを被告として、監理料相当額を債務不履行又は不

法行為に基づく損害賠償請求、不当利得に基づく返還請求権を行使すること、を求めていると解される。

これらの請求は、法第242条の要件に適合しているものと認め、適法な請求であると判断した。

3 愛知県職員で本件学習館の建築工事の監督員であるZ 1、Z 2及びZ 3並びに愛知県とX社との間の訴訟（名古屋地方裁判所岡崎支部平成28年（ワ）第246号損害賠償請求事件及び同令和3年（ワ）第63号原状回復費用等請求反訴事件）の関係者（指定代理人ら）による不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実に係る要件審査について

請求人は、監督員であるY 1並びにZ 1、Z 2及びZ 3が、本件設計図書の瑕疵を承知しており、X社に責任を転嫁するために「アンカーセット作業フロー図」中の「実測値を元に穴あけ」という記載を削除するという証拠改ざんをし、また、指定代理人らがこの証拠の改ざんを承知の上で故意又はこれと同視すべき重大な過失により鑑定費用を愛知県に支出させたことを、不法行為に基づく損害賠償請求権の発生理由として主張し、知事がZ 1、Z 2及びZ 3並びに本件訴訟の指定代理人らに対して、鑑定費用（893万円2,000円）と同額の損害賠償請求権を行使することを求めていると解される。

これらの請求は、法第242条の要件に適合しているものと認め、適法な請求であると判断した。

第3 監査の実施

上記第2の要件審査の結果を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

- (1) Y社らの債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権・不当利得に基づく返還請求権の行使を怠る事実等
- (2) 愛知県職員で本件学習館の建築工事の監督員であるZ 1、Z 2及びZ 3並びに本件訴訟の指定代理人らによる不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実等

2 監査対象機関

公園緑地課及び知立建設事務所

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 本件学習館の建築詳細設計等

愛知県はY社と、本件学習館の建築詳細設計等を業務内容とする委託契約（契約金額1,686万3,000円）を平成24年度7月26日に締結した（以下「本件設計委託契約」という。）。本件設計委託契約に係る契約書には、「愛

知県公共土木設計業務等委託契約約款」が添付されており、定めは別添のとおりであった。

なお、Y社の従業員であるY1は、本件学習館の建築詳細設計における管理技術者等（愛知県公共土木設計業務等委託契約約款第10条）であった。

愛知県はY社に対し、前払金として500万円を平成24年8月10日に支払った。また、精算金として1,186万3,000円を平成25年11月14日に支払った。

(2) 本件学習館の建築確認

本件学習館について、愛知県（建設部建築指導課）の建築主事から、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する建築確認済証が平成26年7月15日付けで発行された。

(3) 本件学習館の建築工事の監理に係る業務委託契約等

ア 愛知県はY社と、平成27年2月21日から平成27年3月31日までを契約期間とする本件学習館の建築工事の監理に係る業務委託契約を、平成27年2月20日に締結した（以下「平成26年度監理業務委託契約」という。）。なお、平成27年3月3日に変更契約をした。

愛知県は、Y社に対し、平成27年4月15日付けで委託料67万8,240円を支払った。

イ 愛知県は、Y社と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までを契約期間とする本件学習館の建築工事の監理に係る業務委託契約を、平成27年4月1日に締結した（以下「平成27年度監理業務委託契約」という。）。

ウ 平成26年度監理業務委託契約及び平成27年度監理業務委託契約において、Y社の従業員であるY1は、管理技術者等（愛知県公共土木設計業務等委託契約約款第10条）及び工事監理者（建築基準法第5条の6）であった。なお、平成26年度監理業務委託契約及び平成27年度監理業務委託契約に係る契約書には、「愛知県公共土木設計業務等委託契約約款」が添付されており、定めは別添のとおりであった。

エ Y社は、愛知県に対し、平成28年2月24日付け工事監理報告書を提出した。

オ 愛知県は、Y社に対し、平成28年3月25日に委託料130万6,941円を支払った。

(4) 本件学習館の建築工事請負契約等

ア 愛知県はX社と、本件学習館の建築工事の請負契約（報酬金額1億5,282万円）を平成27年2月24日に締結した（以下「本件請負工事契約」

という。)。なお、本件請負工事契約を締結するに当たっての愛知県の担当課は建設部建設総務課であった。

本件請負工事契約に係る契約書には、「愛知県公共工事請負契約約款」が添付されており、定めは別添のとおりであった。

X社は、愛知県公共工事請負契約約款（以下「本件請負契約約款」という。）第11条第1項に基づき、愛知県に対し、本件学習館の建築工事の現場代理人及び監理技術者をいずれもX社の従業員であるX1と定めた。

愛知県はX社に対し、前払金として2,250万円を平成27年3月10日に支払った。

イ 本件学習館の建築工事における監督員（本件請負契約約款第10条）の選任状況及び監督員の権限の委任状況は次のとおりであった。

(ア)平成26年度

総括監督員：愛知県職員である知立建設事務所のZ1

主任監督員：愛知県職員である知立建設事務所のZ4

専任監督員：愛知県職員である知立建設事務所のZ3

(イ)平成27年度

総括監督員：愛知県職員である知立建設事務所のZ1

主任監督員：愛知県職員である知立建設事務所のZ2

専任監督員：愛知県職員である知立建設事務所のZ3

(ウ)専任監督員であるZ3が、本件請負工事契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議（本件請負契約約款第10条第2項第1号）をする権限を有していた。また、専任監督員であるZ3が有する権限のうち「建築工事監理業務委託共通仕様書」及び「建築工事監理業務委託特記仕様書」に記載された内容の一部を、Y社に委任していた。

ウ 愛知県は、X社に対し、平成28年1月29日付け工事請負契約解除通知書によって、本件請負契約約款第43条第1項第5号により、本件請負工事契約を解除する旨の通知をした。この通知書には、解除の理由として、X社による工事の施工には以下の(ア)から(ウ)までの施工不良があり、これらを是正し、契約目的を満たす建物を建築するためには約8か月間の期間が必要であるところ、約定の工事完了期間である平成28年3月20日までに完了することが不可能であることが記載されていた。

(ア)柱脚アンカーボルトの定着長不足

全136本中、施工不良86本（63%）

(イ)柱脚アンカーボルトの平面位置のずれ

全136本中、施工不良118本（87%）

(ウ)土台アンカーボルトの平面位置・高さのずれ

全96本中、施工不良94本（98％）

(エ) 地中梁の断面不足（梁せい）

計測147か所中、施工不良90か所（61％）

(オ) 地中梁の断面不足（梁幅）

計測147か所中、施工不良36か所（24％）

(カ) 基礎フーチングの断面不足

全30か所中、施工不良14か所（47％）

(キ) 鉄筋かぶり不足

44か所（捨て鉄筋存置箇所）

(ク) コンクリートの仕上がり不良

コールドジョイント 多数（ピット周辺）

セパレーターの被り不足によるコンクリートの爆裂 3か所

エ 愛知県は、平成28年5月11日、X社の保証人である会社から、前記の前払金（2,250万円）と愛知県算定に係る出来形部分に相当する報酬金額（1,796万1,730円）との差額である453万8,270円の支払を受けた。

(5) 施工状況に関する愛知県の判断への意見

愛知県は、平成28年2月10日、建築士事務所を会員とする法人から、本件学習館について、アンカーボルトを含む基礎コンクリート全体を撤去して再施工する以外に方法はないとの判断は妥当である旨の意見を得た。

(6) X社の指名停止

愛知県（建設部建設総務課）は、X社が本件学習館の建築工事において出来形管理基準に適合しない施工不良箇所を多数発生させ、平成27年9月以降本件工事を中断させたこと、及び、X社が監督員等の出来形把握や是正措置等に従わず事態の改善が見込めない状態が続いたため、契約を解除したことなどを理由として、平成28年4月27日から平成28年7月26日までの間、X社を指名停止とした。

(7) 本件学習館の建築に関連する訴訟（その1）

愛知県とX社との間の訴訟（名古屋地方裁判所岡崎支部平成28年（ワ）第246号損害賠償請求事件及び同令和3年（ワ）第63号原状回復費用等請求反訴事件）（以下、「関連訴訟事件①」という。）

ア 事案の概要

訴訟当事者が求めた請求の概要は次のとおりである。

(ア) 主位的請求の概要

X社は、愛知県から本件学習館の建築工事を請け負ったが、愛知県はX社に債務不履行がないにもかかわらず一方的に請負契約を解除したところ、この意思表示は、発注者による一方的解除を定めた本件請負契約約款第44条第1項に基づくものであると主張して、愛知県に

対し、同条第2項に基づき、損害賠償金等の支払を求めた。

これと選択的に、X社は、愛知県は、工事監理者であるY1の善管注意義務違反等に加担又は黙認し、工事の是正方法を具体的に指示せず、X社のあずかり知らぬところで工事監理報告書を作成させて不当に上記請負契約を解除し、X社に対し不当な指名停止処分を科した上でインターネット上に当該処分をした旨を公表し、X社を今後の競争入札に参加させないよう言わば狙い撃ちの参加条件を付すという、X社に対するいじめ、嫌がらせに及んだものであり、これらの一連の行為は、不法行為又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）上違法な行為に当たると主張して、愛知県に対し、損害賠償金等の支払を求めた。

(イ) 予備的請求の概要

上記の主位的請求に係る損害には、X社主張の工事出来形の工事代金未払分及び工事完成により得られた利益が含まれているところ、X社は、上記の損害部分に係る予備的請求として、愛知県の解除の意思表示が上記の本件請負契約約款第44条第1項によるものであると認められないとすれば、この解除の意思表示は無効であり、これによりX社の請負契約に基づく仕事の完成義務が履行不能になったと主張して、愛知県に対し、改正前の民法（明治29年法律第89号）第536条第2項に基づき、残報酬相当額等の支払を求めた。

(ウ) 反訴の概要

愛知県は、X社に契約違反があったため、本件請負契約約款第43条第1項第5号に基づき請負契約を解除したが、X社が本件請負契約約款第46条第6項に反し工事用地等を修復し取り片付けて愛知県に明け渡す原状回復義務を履行しないと主張して、X社に対し、本件請負契約約款第46条第7項に基づき、上記明渡し等に要する費用等の支払を求めた。

イ 鑑定の実施

(ア) 愛知県は、名古屋地方裁判所岡崎支部に対し、鑑定費用（893万2,000円）を予納金として令和4年6月29日に支払った。この金額は、名古屋地方裁判所岡崎支部から示された鑑定調査要領書に記載された金額であり、その内訳は次のとおりであった。

- ・ アンカーボルト及び躯体の調査一式：481万8,000円
- ・ 測量による各調査一式：59万4,000円
- ・ 構造体力等の検討一式：132万円
- ・ 調査立会指示、図面作成、鑑定、鑑定調書作成一式：220万円

(イ) 愛知県の鑑定の申出は、令和4年7月8日、裁判官に認められた。鑑定に係る調査日は、令和4年8月30日から同年9月2日まで及び同月5日から7日までの7日間であった。そして、名古屋地方裁判所岡

崎支部は、鑑定人から鑑定書を令和4年12月12日付けで受領（一部の記載誤りに係る訂正を令和5年1月18日付けで受領）した。

(ウ) 愛知県は、X社が施工した工事が設計図書に定める許容値等を満たしていないことは提出証拠からも明白であり、設計図書のとおり施工していないX社が本件請負契約約款第43条第1項第5号に違反していることは明らかであるとして、鑑定は不要である旨を記載した「意見書（今後の進行）（鑑定の要否など）に関する意見」を令和2年2月3日付けで名古屋地方裁判所岡崎支部に対し提出をしていたが、その後の弁論準備期日において裁判官から、施工の瑕疵の存否を明確にするために鑑定を行う必要があるのではないかという趣旨の発言があったことを受け、鑑定の申出に至った（この経緯は、公園緑地課及び知立建設事務所の説明に基づくもの）。

ウ 関連訴訟事件①における争点

本訴訟では、次の①から⑥までの各点が争点とされた。

- ・ 本件解除に本件請負契約約款第44条第1項に基づく意思表示が含まれるか否か（争点①）
- ・ 本件解除が有効か否か（争点②）
- ・ 愛知県の不法行為又は国家賠償法上の違法の有無（争点③）
- ・ X社の損害の有無及びその金額（争点④）
- ・ 不法行為及び国家賠償法に基づく損害賠償請求権の消滅時効の成否（争点⑤）
- ・ 原状回復費用の金額等（争点⑥）

エ 本件住民監査請求に係るX社の主張

X社の主張（判決（令和6年7月19日言渡）において整理された主張）のうち、本件住民監査請求における請求人の主張と関係するものは次のとおりである。

(ア) 争点②に関する主張

争点②は、愛知県のX社に対する平成28年1月29日付け工事請負契約の解除が有効か否かであったというものである。この点に関し、X社は次のとおりの主張をしていた。

a Y1、Z1、Z2、Z3らは、X社が設計図書を基に作成した施工計画書を確認し、承諾した上、X社が施工した基礎掘削、基礎砕石、基礎捨てコン打設、基礎墨出しを検査して合格とし、その後の基礎コンクリート打設前の基礎配筋検査（スペーサーの寸法・間隔等を含む）及び基礎型枠の検査においても合格とした。

さらに、Y1は、基礎コンクリート打設前にアンカーボルト設置確認検査及び打設するコンクリートの品質管理検査をし、これらを合格とした後、構造体コンクリートの強度確認のための供試体

作成を行った。その後、X社は、Y1の立会いの下で基礎コンクリート打設工事を行った。

X社の施工は監督員ら（Y1、Z1、Z2及びZ3）の検査に合格し、基礎コンクリートの打設もY1の立会いの下で実施したのだから、施工不良とはいえない。また、施工不良箇所があるとしても僅かであり、基礎コンクリート全体に及ぶものではない。

- b （工期内の完成が見込めなくなった責任が専らY社らにあることを示す事情の1つとして主張されたもの）アンカーボルト設置につき、Y1が「B種」での施工を指示した結果として、「実測値を元に穴あけ」となった施工計画書の存在を隠蔽されるなどといった不誠実な対応が繰り返されたため、X社としては、具体的な指示を書面により受けなければ、何もできない状態となった。

(4)争点③に関する主張

争点③は、愛知県の公園緑地課を中心とした、(i) 監理者であるY1の善管注意義務違反行為や不誠実行為を黙認し、加担した行為、(ii) 具体的な是正方法の指示をしなかった行為、(iii) 秘密裡に工事管理報告書を作成させ、不当に本件請負工事契約を解除した行為、(iv) 不当な指名停止処分を科し、その指名停止処分をインターネット上に公表し続けた行為、(v) X社を狙い撃ちして参加条件を設定した行為が、一連の行為であり、X社に対するいじめ、嫌がらせであって、不法行為又は国家賠償法上違法な行為といえるか、というものであり、X社は上記(i)の行為に関して、次のとおりの主張をした。

Y1は、柱脚アンカーボルトに関する自身の設計ミスを隠蔽するため、A種（アンカーフレーム）による施工を中止させた。そのため、X社は、Y1に受理された木質工事の施工計画書（B種（型枠から吊り下げ）により施工し、是正方法を「実測値を元に穴あけ」とするもの）及びY1が指示したアンカーセット施工図に従って施工した。それにもかかわらず、Y1は、柱脚アンカーボルトの位置及び高さが基準値外となった部分について、単なる施工不良としてX社に責任があるとした。

また、Y1は、X社に対し、土台アンカーボルトの是正について、台直しによることが可能であるとして立上鉄筋に固定するよう指示したにもかかわらずこれを隠蔽し、土台アンカーボルトの位置及び高さが基準値外となった部分について、単なる施工不良としてX社に責任があるとした。

オ X社及び愛知県による類似の立証

請求人が事実証明書として添付した「工事打合簿（甲6）」「工事打合簿（甲7）」と同内容の書類が、本訴訟においても、X社及び愛知県か

ら名古屋地方裁判所岡崎支部に対して提出されている。

カ 判決（令和6年7月19日言渡）の概要

(7) 裁判所は、争点②に関し、次のとおり判断して、愛知県による本件解除は、本件請負契約約款第43条第1項第5号に基づくものとして有効であるとした。

「X社の施工には設計図書が要求する施工水準に満たない部分が多数存する上、特にそのうち土台アンカーボルト及びf1梁の主筋の施工については、既に施工されたものを取り壊した上で補修をしなければ設計図書上の構造耐力の確保することができないものであり、学習館という不特定多数の利用に供される公共施設の建築工事において重大な瑕疵であるといわざるを得ず、もはやX社による工事の続行を愛知県において受忍すべき状況にはなかったというべきことからすれば、X社の施工は、本件請負契約に基づき負うべき債務に違反したものであり、かつ、そのために本件請負契約の目的を達することができないものと認められる。」

(4) そして上記判断に当たり、次のとおり判示して、Xの主張を排斥した（下線は重要な判示と考え監査委員が付したものである）。

「X社は、土台アンカーボルトの施工につき、Y1の指示に基づき、土台アンカーボルトを立上り鉄筋に結束した横筋に取り付けたり、番線で固定したりして施工したために施工不良が生じたと主張するとともに、土台アンカーボルトを設計図書どおりに施工するのが不可能な部分があると主張する。

これにつき、証拠（省略）によれば、X社は、Y1に対し、平成27年6月29日、土台アンカーボルトの施工方法につき、土台アンカーボルトを土間コンクリート内で直角に折り曲げる形状で施工する方法を提案したものの、Y1は、同日、設計図書どおり直方向で土台アンカーボルトの定着長を確保するよう回答したと認められるものの、このやり取りのほかに、X社が、Y社又はY1に対し、土台アンカーボルトの施工に着手する以前に、設計図書どおりに土台アンカーボルトを施工することが不能である旨又はY1による施工方法の指示によっては施工誤差が生じる旨の申し出をしたと認めるに足りる証拠はない。

また、証拠（省略）によっても、X社は、Y社又はY1に対し、アンカーボルトを曲げる方法又はコンクリートをはつてアンカーボルトを再設置するとの補修方法を提案したと認められるにとどまるのであって、X社が、Y社又はY1に対し、土台アンカーボルトの施工に着手した後、設計図書どおり土台アンカーボルトを施工することが不可能な箇所があるとの指摘をしたり、Y1の指示により施工不良が生じた旨の指摘をしたりしたと認めるに足りる証拠はない。

そうすると、上記土台アンカーボルトの施工の瑕疵が専らY 1の指示に起因して生じたと認めることはできず、X 1の責任により生じたものというほかない。」

(8) 本件学習館の建築に関連する訴訟（その2）

愛知県とX社との間の訴訟の控訴審（名古屋高等裁判所令和6年（ネ）第665号損害賠償請求控訴事件）の進捗状況（以下、本訴訟を「関連訴訟事件②」という。）

ア 関連訴訟事件②は、上記(7)の関連訴訟事件①の控訴審である。本件住民監査請求では、請求人から、本件設計図書に瑕疵が存在することや「実測値を元に穴あけ」の文字が消されて改ざんされたことを立証する趣旨で、「報告書（その1）（甲4）」、「報告書（その2）（甲5）」及び「控訴審・第4準備書面（甲8）」が提出されているが、これらの文書は、X社から名古屋高等裁判所に対しても提出されているものである。

イ 関連訴訟事件②においても、X社は、本件住民監査請求における請求人の主張と同趣旨の主張をしている。その要旨は次のとおりである。

(ア) 本件設計図書に履行不能な原始的瑕疵（柱脚アンカーボルトと鉄筋及び土台アンカーボルトと鉄筋の干渉）が存在したところ、X社の指摘から、そのことに気づいたY 1及び監督員ら（Z 1、Z 2及びZ 3）においては、その職責として、X社に対し、適切な指示をなすべき注意義務があるところ、これに反し、不適切ないし不正な行為を行った。

(イ) X社は、Y 1らの「設計ミス」（鉄筋と柱脚アンカーボルト及び鉄筋と柱脚アンカーフレームの干渉）に伴って企図された事実上の「設計変更」に基づく施工を知立建設事務所が愛知県本庁（建築指導課）の許可を経ないで事実上認めてしまったことで、その監督責任を問われる可能性が生じたことから、Y 1及び監督員ら（Z 1、Z 2及びZ 3）とが結託・通謀して、各々の責任を隠蔽・糊塗すべく、Y 1らによる「設計の瑕疵」及び「設計変更の瑕疵」の問題をX社による「施工上の瑕疵」にすり替えた。

(ウ) 「アンカーセット作業フロー図」の「実測値を元に穴あけ」との記載部分のある「施工計画書」は、X社が工事監理者（Y 1）と愛知県知立建設事務所から認証を受けたことの証拠として、X社の方で作成した施工文書であるから、X社がY 1（工事監理者）を介して知立建設事務所に提出した後に、Y 1（工事監理者）又は監督員ら（Z 1、Z 2及びZ 3）の方で（あるいは双方通謀のもとで）、改ざんしたものと合理的に推認される。

ウ 鑑定採否を含む裁判所の判断状況等

X社は設計図書の瑕疵に係る鑑定の申出をしているが、この鑑定に

係る採否は現時点においてなされていない。

なお、公園緑地課及び知立建設事務所によれば、一審である関連訴訟事件①において、X社から設計の瑕疵の有無、内容を鑑定事項とする鑑定の申立てはなかったとのことであった。

(9) 指定代理人

関連訴訟事件①及び関連訴訟事件②の訴訟事務を遂行するために、指定代理人となった愛知県職員は139人である。

(10) 本件学習館の建築に関連する訴訟（その3）

Y社らとX社との間の訴訟（名古屋地方裁判所岡崎支部平成31年（ワ）第47号損害賠償請求事件）（以下、「関連訴訟事件③」という。）

ア 事案の概要

愛知県から本件学習館の建築工事を請け負ったX社が、愛知県から本件学習館の建築工事の監理を受託したY社及び従業員であるY1に対し、Y1がX社の工事を妨害するとともに愛知県に対して虚偽の報告をし、これにより愛知県がX社との間の請負契約を解除するとともにX社に対して指名停止処分をしたため、X社が損害を被ったと主張して、Y1については不法行為に基づき、Y社については使用者責任に基づき損害賠償金等の連帯支払を求めたものである。

イ 本件住民監査請求に係るX社の主張

X社の主張（判決（令和7年3月7日言渡）において整理された主張）のうち、本件住民監査請求における請求人の主張と関係するものは次のとおりである。

(ア) 工事の妨害に関して

- a 本件工事における柱脚アンカーボルトの埋込み工法は、設計図書上、A種（アンカーフレーム施工）と指定されていたものの、Y1は、自身の設計ミスを隠蔽するため、X社に対し、平成27年6月23日に行われた定例施工会議において、B種（ベニヤからの吊下げ施工）によるよう指示をした。そのため、X社は、Y1が受理した木質工事（アンカーセット）の施工計画書（甲21の工事打合簿に添付された、B種（ベニヤからの吊下げ施工）により施工し、是正方法を「実測値を元に穴あけ」とするもの。）及びY1が指示したアンカーセット施工図に従って施工した。それにもかかわらず、Y1は、柱脚アンカーボルトの位置及び高さが基準値外となった部分について、単なる施工不良としてX社に責任があるとした。
- b また、Y1は、X社に対し、土台アンカーボルトは台直しにより是正することが可能であるとして立上鉄筋に固定するよう指示した。それにもかかわらず、Y1は、上記指示をしたことを隠蔽し、土台アンカーボルトの位置及び高さが基準値外となった部分につ

いて、単なる施工不良としてX社に責任があるとした。

- c Y 1 の上記各行為のほか、Y 1 が施工計画書（B種により施工し、是正方法を「実測値を元に穴あけ」とするもの。）を隠蔽し、施工不良による計画変更もあり得ないと述べたため、X社は、本件工事は是正計画の立案をすることができず、もって是正工事の工程表の作成を妨害された。
- d Y 1 は、工事監理報告書（甲6）中の工事総括表において監督員として記載されていたのであるから、本件工事において、X社に対し、具体的な補修の指示をする権限を有していた。それにもかかわらず、Y 1 は、X社に対し、具体的な補修の指示をしなかった。また、Y 1 は、X社に対し、平成27年10月20日に開催された定例会議において、「是正方法をだせていうのも、それはそこにある指示なんですよね。それでいいじゃないですか。」「ならもう、全部壊しましょう。それでいいですか。」などと発言したものの、「全部壊しましょう。」との発言については撤回し保留とした上でその後何ら指示をしなかった。これにより、X社は、同日以降も本件工事を中断せざるを得なかった。

(イ) 愛知県に対する虚偽の報告に関して

Y 1 は、基礎コンクリートの打設前に実施されるコンクリートの品質検査に立ち会うとともに基礎コンクリートの打設にも立ち会っていた。そのため、Y 1 は、X社が基礎コンクリートを打設することを認めていたといえる。それにもかかわらず、Y 1 は、愛知県に対し、X社が本件工事において基礎コンクリートの打設を強行したなどと虚偽の報告をした。

ウ 判決（令和7年3月7日言渡）の概要

裁判所の判示のうち、本件住民監査請求における請求人の主張と関係するものは次のとおりである（下線は重要な判示と考え監査委員が付したものである）。

(ア) Y 1 が指示をしなかったことに関する主張について

「Y 1 が、平成27年度委託契約上、監理業務委託要領（乙1・21頁）にいう監督員であり、かつ、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）にいう監督職員であって、同要領4条1号にいう本件請負約款及び設計図書に基づく指示、承諾及び協議の権限を有することを前提とするX社の主張は理由がない。」

(イ) 柱脚アンカーボルトに関する主張について

- a 「X社は、Y 1 が、自らの設計ミスを隠蔽するため、平成27年6月23日の定例施工会議において、柱脚アンカーボルトの施工方法をA種からB種によるよう指示したと主張する。

しかしながら、証拠（省略）によれば、X社は、愛知県に対し、同年12月7日、本件請負約款13条4項に基づく措置請求をするとともに理由書を提出したところ、同理由書には同年6月23日の定例施工会議において、従前アンカーボルトを鉄骨のフレームで固定する方法での施工計画書を作成していたが、Y1からアンカーボルトは型枠への固定でも良いと告げられた旨の記載があるものの、B種への変更するよう指示された旨の記載はないことからすれば、措置請求をした同年12月7日時点におけるX社の認識も、固定方法の提案を受けたにとどまるものであったと認められる。そのほか、同年6月23日の定例施工会議において、Y1がA種ではなくB種によるよう積極的に指示をしたと認めるに足りる的確な証拠はない。

その後のX社とY1との間の木質工事（アンカーセット工事）に係る施工計画書のやり取り（省略）によっても、Y1がベニヤからの吊下げによる施工方法に異議を唱えていなかったと認められるにとどまり、そのことから直ちにY1がかかる施工方法を指示したとは認められない（省略）。

加えて、Y1は設計図書に基づく承諾をする権限があったとは認められないことは上記（省略）のとおりであって、施工計画書が添付された工事管理簿に押印したからといって、監督職員としてかかる施工方法を承諾したのも認められない。

よって、Y1が柱脚アンカーボルトの施工方法を変更するよう指示したとするX社の主張は理由がない。」

- b 「また、X社は、Y1が、「実測値を元に穴あけ」と記載された施工計画書（甲21）を隠蔽したと主張するところ、その趣旨は、施工計画書（甲21）が真正に成立したものであり、施工計画書（甲28）はYらによって「実測値を元に穴あけ」との記載が削除されたものであると主張するものと解される。

証拠（省略）によれば、X1がY1に対して平成27年7月10日に送信した施工計画書の作業フロー図には「実測値を元に穴あけ」との記載がなかったものの、X1がY1に対して同年7月26日に送信した施工計画書の作業フロー図には、作業工程欄中の「ベースプレート穴あけ」に対応するように同図の作業要領欄に「実測値を元に穴あけ」との記載がされたこと、及び、X社がY1に対して同月30日に送信した施工計画書の作業フロー図にも同月26日付けのものと同様の記載があることがそれぞれ認められる。これらの記載の経緯からすれば、施工計画書の作業フロー図の作業要領欄記載の「実測値を元に穴あけ」との記載は、文字どおり同図の作業工程欄における「ベースプレート穴あけ」との作業工程に対する要領とみ

るのが自然である。

そうであるところ、甲第21号証と甲第28号証のいずれの施工計画書によっても、その後、施工計画書の作業フロー図の作業工程欄から「ベースプレート穴あけ」との記載が削除され、代わりに「監理者検査位置、ボルトのレベル」との記載が追加されたと認められることからすれば、甲第28号証の施工計画書に「実測値を元に穴あけ」との記載がないことの方が自然であり、甲第21号証の施工計画書に「実測値を元に穴あけ」との記載がそのまま残存していることの方が不自然である。

よって、Y1が甲第28号証を新たに作出するなどして甲第21号証を隠蔽したとのX社の主張も理由がない。」

(ウ) 土台アンカーボルトに関する主張について

「X社は、Y1が、土台アンカーボルトの施工方法について立上鉄筋に固定するよう指示したと主張する。しかしながら、Y1が、X社に対してかかる指示をしたことを示す証拠はないから、この点に関するX社の主張は理由がない。」

(エ) 基礎コンクリートの打設の強行に関する主張について

「ア 掲記の証拠によれば、以下の事実が認められる。Y1は、X社に対し、平成27年8月21日、アンカー墨の位置が5mm以上異なる部分があることやアンカーボルトが垂直にセットされていない箇所が多数あることを指摘する内容の同日付け工事確認記録を提示したところ、X社は、Y1に対し、同月23日午後11時、指摘された箇所を修正したため翌日の基礎コンクリートの打設の立会を依頼するメールを送信した(乙61の1・2)。

Y1は、X社に対し、同月24日、本件工場の現場において、打設するか延期するか尋ねたところ、X社が打設すると回答したため、Y1は、X社に対し、このまま打設すればアンカーボルトの芯ずれを直すために基礎コンクリートをはつり取り再打設が必要となる旨告げたが、X社は、同日に基礎コンクリートの打設を行った(甲6・429、430頁、甲22)。

イ 以上のとおり、Y1は、X社に対し、基礎コンクリートの打設の中止を進言したにとどまり、最終の判断はX社に委ねていたといえる。もっとも、Y1が、自身の進言を容れずに基礎コンクリートを打設したことを捉えて打設を強行したと表現することがおよそ社会通念を逸脱したものともいえない。

また、X社が基礎コンクリートの打設を強行したことそれ自体が本件解除及びX社の指名停止の理由として掲げられているものでもない(前記前提事実(7)及び(9))ことからすれば、基礎コンクリートの打

設を強行した旨の記載と、愛知県による本件解除及びX社の指名停止との間の因果関係も明らかでない。

そうすると、本件において、Y1が、X社が基礎コンクリートの打設を強行した旨記載したことがX社に対する不法行為となるとは認められない。」

(11) 本件学習館の建築に関連する訴訟（その4）

Y社らとX社との間の訴訟の控訴審の進捗状況

公園緑地課及び知立建設事務所によれば、X社は名古屋地方裁判所岡崎支部平成31年（ワ）第47号損害賠償請求事件の判決を不服として控訴したと思われるとのことであった。

(12) 請求人主張に対する公園緑地課及び知立建設事務所の見解

請求人主張に対する公園緑地課及び知立建設事務所の見解は次のとおりであった。また、愛知県はこれらの主張を、関連訴訟事件①又は関連訴訟事件②において主張している。

ア 本件学習館が建築されなかったのは、X社の施工不良が原因であって、本件設計図書に瑕疵（柱脚アンカーボルトと鉄筋との間、及び土台アンカーボルトと鉄筋との間で干渉が生ずること）はない。

イ X社が本件請負工事契約により負っている義務（給付）は、本件学習館の完成であり、それに至るまでの施工方法等は、本件請負契約約款第1条第3項（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。）のいわゆる「自主施工の原則」によりX社に委ねられており、X社の責任において、施工図の作成をすることになる。

柱脚アンカーボルトを設置するためのアンカーフレームは仮設物で設計図書に寸法が定められていないため、そもそも鉄筋に干渉しない位置にX社が設置すべきものである。

なお、X社は、コンクリート打設前に、設計ミスを指摘できるほどの施工計画書や施工図を作成していなかった。

ウ 土台アンカーボルトの平面位置を設計時点で詳細に決めることはできない（土台の木材の継手位置は、木工事の専門業者が建具等の収まりや実際に手配する材木の長さ等を考慮して決めることとなる）ため、設計図書における土台アンカーボルトの平面位置は標準的な設置位置が記載されるから、設計図書において土台アンカーボルトと鉄筋が干渉する瑕疵というのは存在しない。

なお、X社は、土台アンカーボルトの位置や本数を定めた施工図を作成し、施工に先立ち承諾を受けた上で、当該施工図に従って施工する必要があった。

エ 柱脚アンカーボルトを設置するためのA種からB種への施工方法の変更は、X社が行ったことであって、それをY1と愛知県（Z1、Z2及びZ3）が指示した事実はない。

愛知県が現場で保管していた書類の「アンカーセット作業フロー図」中の「実測値を元に穴あけ」という文言は、X社によってひそかに加筆され、改ざんされたものである。

本来であれば、「アンカーセット作業フロー図」を含む工事打合簿の書類の流れは次のようになる。①X社は工事打合簿及び施工計画書を3部作成してY社にその3部を提出する。②Y社はその3部を確認・押印後、愛知県（知立建設事務所）に2部提出して残りの1部を控えとして保管する。③愛知県（知立建設事務所）はその2部を確認・押印後、X社に2部返却する。④X社は記載された指示等の内容を確認してその対応について記載した上で1部を愛知県（知立建設事務所）に提出し、残りの1部を保管する。

しかしながら、実際は次のとおりであった。①X社は、平成27年7月31日を発議年月日として、工事打合簿及び施工計画書を1部のみ作成し、X1が押印の上、その1部のみをY社に提出した。②Y1は、この提出された工事打合簿及び施工計画書の記載内容を確認し、コメントを付し、平成27年8月21日付けで押印した。③Y1が押印した後のものを、X1が2部コピーを作成した上で（この時点で3部作成されたことになる）、原本を含む2部が愛知県（知立建設事務所）に提出され、Y社は1部（コピー）を控えとして保管した。④愛知県（知立建設事務所）のZ1、Z2及びZ3は2部押印し、平成27年9月1日にZ3からX社に2部返却して指示した（この時点では「実測値を元に穴あけ」という書き込みはされていない）。⑤平成27年9月3日付けでX1が、Z3の上記指示に対して了解した旨が記載され、1部（原本）を知立建設事務所に提出し、1部（コピー）をX社自ら保管した。なお、この際に施工計画書の差替え（改ざん）行為がなされたのか、その後何らかの方法により差替え（改ざん）行為がなされたのかはつまびらかではない。当時、愛知県（知立建設事務所）が保管する工事関係書類は現場の事務所であり、工事関係者であれば誰もが出入りできる場所であった。

また、愛知県とX社との間の訴訟において、愛知県が証拠（乙1の2）として提出した「実測値を元に穴あけ」との記載がない施工計画書は、Y社が保管していたものについて、Y社から提供を受け、証拠として提出したものである。

X社の「実測値を元に穴あけ」との書き込みは、杜撰な施工によって設置してしまった柱脚アンカーボルトの先端の位置にボルト穴を開け直すという変更が勝手に行われたことを示すものである。

仮に、柱脚アンカーボルトの施工方法をA種からB種へ変更するとしても、これはあくまでも、どのように柱脚アンカーボルトを設置するかという施工方法の変更である。B種に変更することが、必然的に「実測値を元に穴あけ」という、設置された柱脚アンカーボルトの平面位置に合わせてベースプレートの穴をあけること（本件設計図書の変更）にはならない。B種に施工方法を変更したとしても、本件設計図書のとおり位置に柱脚アンカーボルトを設置しなければならないことに変わりはない。

オ 建築基準法第6条の規定による申請手続を経た本件設計図書の内容を変更する場合、以下の手続を経て承諾を得なければならないが、愛知県が設計変更・設計変更の承諾をした事実はない。

(ア) 本件学習館の設計者としてのY1は、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条に基づき設計した設計図書の一部を変更することとなるため、建築士法第20条の規定に基づき、X社が提案した変更後の建築計画につき、承諾できるものか確認しなければならない。

(イ) 発注者であり建築主である愛知県は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の2に規定する軽微な変更該当しない場合、変更内容が建築基準関係規定に適合することを確認し、変更後の建築計画に合わせた構造計算結果を基に安全性を確認した新たな設計図書を用いて、建築基準法第6条の規定による確認申請の変更手続をして、再度確認済証の交付を受けなければ、当該変更部分の工事に着手することが許されない。

(ウ) 本件請負契約約款上の手続方法として、本件請負契約約款第19条の設計変更手続によることになる。まず、X社は、あらかじめ同条に基づき愛知県の知立建設事務所に対して条件変更確認請求の手続を行うこととなり、その請求を受けた愛知県が確認し、必要と認める場合に、本件請負契約約款第20条に基づき設計変更手続を進めることになる。具体的には、本件請負契約約款第19条及び「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」には、請負者の請求に基づく設計変更の事務手続が定められており、請負者から発注者への条件変更確認請求通知書の提出（同約款第19条第1項）、発注者による調査の実施（同約款第19条第2項）、発注者から請負者への調査の結果の通知（同約款第19条第3項）、発注者による設計変更（同約款第19条第4項）という流れで手続がなされることとなっている。

カ 上記オの手続が必要であることから、愛知県職員である監督員（Z1、Z2及びZ3）は、独断で設計変更・設計変更の承諾をすることはできない。

2 判断

(1) 損害賠償請求権の行使を違法又は不当に怠る事実

ア 地方公共団体が有する債権の管理について定める法第240条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。

そして、市の発注したごみ焼却建設の建設工事に関し、業者らが談合をしたため市が損害を被ったにもかかわらず、市長が上記業者らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っていると、市の住民が法第242条の2第1項4号（平成14年法律第4号による改正前のもの）に基づき、市に代位して、怠る事実に係る相手方である上記業者らに対して損害賠償を求めた訴訟において、上記と同旨の指摘に続いて、怠る事実の違法性判断の在り方として、「もっとも、地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識し得ないような場合にまでその行使を義務付けることはできない上、不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことからすると、その不行使が違法な怠る事実に当たるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものというべきである」と判示している（最高裁平成20年（行ヒ）第97号同21年4月28日第三小法廷・裁判集民事230号609頁参照）。

イ ここで示されている考え方は、住民監査請求では不当な財務会計行為が対象とされること、債権の種類によってそれを根拠付ける証拠資料にも相違があることに留意すれば、財産の管理を怠る事実を対象とした住民監査請求にも基本的に妥当するものといえるので、以下、上記の判示に依拠して、本件住民監査請求における各請求につき理由があるか否かを検討する。

(2) Y社らの債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求・不当利得に基づく返還請求権の行使を怠る事実についての検討

ア 本請求は、Y社及びその従業員であるY1が作成した本件設計図書には重大な設計上の瑕疵があり、本件設計図書の記載された設計どおりには、本件学習館の建築という契約目的を達成することができないことから、愛知県としては、Y社の債務不履行又は不法行為・不当利得を主張して、Y社が利得している設計料、監理料相当額の損害賠償を請求すべきであるというものである。

そしてこの点に関し、請求人は、本件設計図書どおりに施工図（実際に施工を進めていくために設計図書に適合した形で詳細な寸法を書き

入れて作成する図面)を作成すると、柱脚アンカーボルトと鉄筋との間、及び土台アンカーボルトと鉄筋との間で干渉が生ずることが、本件設計図書における「重大な瑕疵」と主張している(以下、請求人が主張する本件設計図書上の瑕疵を「重大な瑕疵」という。)

イ しかし、現時点において、「重大な瑕疵」の存在を認定するに足りる証拠資料があるとはいえない。

まず、「重大な瑕疵」の存在は、関連訴訟事件①、関連訴訟事件③のいずれにおいても、X社の各請求を根拠付ける極めて重要な事情であった。このため、勝訴に向けた活動として、鑑定申出や、中立的な立場にある専門家の意見書の提出など、「重大な瑕疵」を明らかにするための証拠調べを十分に考慮し得たにもかかわらず(立証活動に関するX社の意図を推測することは困難であるが)、少なくとも、X社が提起した二つの訴訟事件において、「重大な瑕疵」を示す推認力の高い証拠資料によって裁判所が「重大な瑕疵」を認定した事実は伺われない。

ウ のみならず、関連訴訟事件①、関連訴訟事件③の判決では、むしろ「重大な瑕疵」を否定する趣旨の判断が示されているという事情がある。

(ア) まず、関連訴訟事件①では、第4の1(7)カに掲記をしたとおり、土台アンカーボルトの施工につき、Y1の指示に基づいて土台アンカーボルトを立上鉄筋に結束した横筋に取り付けたり、番線で固定したりして施工したために施工不良が生じた、また、土台アンカーボルトを設計図書どおりに施工するのが不可能な部分があると主張するX社の主張に対して、「X社は、Y1に対し、平成27年6月29日、土台アンカーボルトの施工方法につき、土台アンカーボルトを土間コンクリート内で直角に折り曲げる形状で施工する方法を提案したものの、Y1は、同日、設計図書どおり直方向で土台アンカーボルトの定着長を確保するよう回答したと認められるものの、このやり取りのほかに、X社が、Y社又はY1に対し、土台アンカーボルトの施工に着手する以前に、設計図書どおりに土台アンカーボルトを施工することが不能である旨又はY1による施工方法の指示によっては施工誤差が生じる旨の申し出をしたと認めるに足りる証拠はない」と判示されている。

さらには、「X社は、Y社又はY1に対し、アンカーボルトを曲げる方法又はコンクリートをはつってアンカーボルトを再設置するとの補修方法を提案したと認められるにとどまるのであって、X社が、Y社又はY1に対し、土台アンカーボルトの施工に着手した後、設計図書どおり土台アンカーボルトを施工することが不可能な箇所があるとの指摘をしたり、Y1の指示により施工不良が生じた旨の指摘をしたりしたと認めるに足りる証拠はない」という判断も示

されている。

「重大な瑕疵」は、柱脚アンカーボルトと鉄筋の間の干渉と、土台アンカーボルトと鉄筋との間の干渉の二者であるところ、後者の瑕疵は明確に否定されている。

- (イ) 一方、関連訴訟事件③においては、第4の1(10)ウ(イ) aで掲記したとおり、Y1が自らの設計ミスを隠蔽するため、平成27年6月23日の定例施工会議において、柱脚アンカーボルトの施工方法をA種からB種によるよう指示したというX社の主張に対して、判決では、X社が愛知県に対し本件請負契約約款第13条第4項に基づく措置請求をした時点においても、X社の認識は、アンカーボルトの固定方法の提案を受けたにとどまるものであったほか、Y1がA種ではなくB種によるよう積極的に指示をしたと認めるに足りる的確な証拠はないとされている。

X社によれば、柱脚アンカーボルトの施工方法のA種からB種への変更と、本件設計図書の瑕疵との関係は、前者が結果で、後者がその原因という関係に立つことに留意すれば、以上の判示は、「重大な瑕疵」のもう一方を構成する柱脚アンカーボルトの瑕疵の存在を否定する判断ということができる。

- (ウ) また、関連訴訟事件③では、「実測値を元に穴あけ」と記載された施工計画書(甲21)が真正なもので、「実測値を元に穴あけ」との記載が削除された施工計画書(甲28)は、Y1が設計上のミスを隠蔽する目的から偽造したものである旨のX社の主張が検討されたが、第4の1(10)ウ(イ) bで掲記したとおり、この主張も理由のないものと判示されている。

この点に関する判示は、X1がY1に送信した作業フロー図のほか、施工計画書の作業工程欄や、作業要領欄の各記載などを具体的に検討したもので相応の合理性があるといえる。そしてこの判示も、「重大な瑕疵」の一方を構成する柱脚アンカーボルトの瑕疵の存在を否定する判断ということができる。

- エ 以上に指摘した点を踏まえると、客観的にみて、本件設計図書には設計上の「重大な瑕疵」があることを認定するに足りる証拠資料があるとはいえないから、知事が、Y社及びY1に対して、愛知県が支払った本件学習館の設計料及び本件学習館の建築工事の監理料相当の損害金を賠償請求又は不当利得返還請求しない行為は違法又は不当なものといえない。

なお、本件住民監査請求では、柱脚アンカーボルトと鉄筋との間での干渉の存在を示す趣旨で「報告書(その1)(甲4)」、土台アンカーボルトと鉄筋との間の干渉の存在を示す趣旨で「報告書(その2)(甲5)」

が提出されるとともに、甲7の施工計画書の改ざんを示すために「控訴審・第4準備書面（甲8）」が提出されている。

しかし、これらの各証拠は関連訴訟事件②において提出されたものであること、同事件は現在審理中であり、愛知県はX社の主張を争っていることからすると、以上の各証拠について、本件設計図書に「重大な瑕疵」があることを認定するに足りるだけの実質的な証拠価値を認めることはできない。

(3) 愛知県職員で本件学習館の建築工事の監督員であるZ1、Z2及びZ3並びに愛知県とX社との間の訴訟（名古屋地方裁判所岡崎支部平成28年（ワ）第246号損害賠償請求事件及び令和3年（ワ）第63号原状回復費用等請求反訴事件）の関係者（指定代理人ら）による不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実についての検討

ア 本請求は、愛知県（Z3ら）が、本件設計図書には上述した意味での「重大な瑕疵」があり、本件設計図書の記載された設計どおりには、本件学習館建築という契約目的を達成することができないことを承知しながら、愛知県本庁（建築指導課）の設計変更許可なくして、Z3及びY1らの独断で、X社に対し、設計変更を前提とした施工指示によって発生した事態（本件設計図書に反した工法による施工実施状態）を理由として、X社との本件学習館の建築工事の請負契約の解除した行為が違法な法律行為であること、愛知県がX社から提起された裁判において、その責任を争い、係争すること自体が不相当であることなどを基本的な根拠とするものである。

しかしながら、(2)で指摘したとおり、客観的にみて「重大な瑕疵」の存在を認定するに足りる証拠資料があるとはいえない上、関連訴訟事件①、関連訴訟事件③の判決では、むしろ「重大な瑕疵」を否定する趣旨の判断が示されているという事情があることに照らせば、請求人の上記主張には理由がない。

イ また、請求人は、関連訴訟事件①における愛知県の主張を前提とすれば、X社の施工上の瑕疵を基礎付けるに十分な客観的かつ合理的な根拠資料に基づいて、X社に対し契約解除の通知をしたはずであるから、本件訴訟に係る愛知県の主張を立証する手段としては、当該解除通知時までには得ていたはずの、当該根拠資料を証拠として裁判所に提出すれば、必要かつ十分だったはずとの主張もしている。

しかし、先述のように、愛知県は、X社が本件請負契約約款第43条第1項第5号に違反していることは明らかであり、その意味で解除事由を明らかにする上で鑑定は不要であると当初は考えていたものの（令和2年2月3日付けでその旨の意見書を提出）、一般的に、建築瑕疵の有無、内容の判断には、当該分野についての知識や経験則が必要であ

り、第三者による公平な観点から適正に判断されることが望ましいことに照らせば、最終的に愛知県が鑑定申出をしたことは合理的であり、当該申出を裁判官が採用したことも自然であるといえる。

そして、実際、関連訴訟事件①では、愛知県による本件請負契約約款第43条第1項第5号に基づく解除の有効性を判断する前提として、裁判所が、X社の施工には設計図書が要求する施工水準に満たない部分が多数存すること、特にそのうち土台アンカーボルト及びf1梁の主筋の施工は既に施工されたものを取り壊した上で補修をしなければ設計図書上の構造耐力の確保することができないものであることとともに、これらが学習館という不特定多数の利用に供される公共施設の建築工事においては重大な瑕疵であるというべきこと、もはやX社による工事の続行を愛知県において受忍すべき状況にはなかったというべきこと等を判断する上で、實際上、鑑定結果が証拠として活用されている。

こうした事情を踏まえれば、訴訟当事者であった愛知県の鑑定申出と、鑑定費用の負担が、Z1、Z2、Z3及び訴訟関係者ら（指定代理人ら）による損害賠償事由に当たるとする請求人の主張にも理由がない。ウ なお、鑑定費用の支出時点から既に1年が経過していることから、当該支出自体に対する住民監査請求は不適法であることを付言する。

第5 結論

以上、述べたとおり、請求人の請求のうち、本件学習館の用地の財産管理を怠る事実に係る部分（上記第1の2(1)）については、不適法な住民監査請求であるので却下し、Y社及びその従業員であるY1の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権・不当利得に基づく返還請求権の行使を怠る事実に係る部分（上記第1の2(2)）と愛知県職員で本件学習館の建築工事の監督員であるZ1、Z2及びZ3並びに愛知県とX社との間の訴訟（名古屋地方裁判所岡崎支部平成28年（ワ）第246号損害賠償請求事件及び令和3年（ワ）第63号原状回復費用等請求反訴事件）の関係者（指定代理人ら）による不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実に係る部分（上記第1の2(3)）については、請求人の主張に理由がないものと認められるので棄却する。

別添

愛知県公共工事請負契約約款（抜粋）

（総則）

第1条 発注者及び請負者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 略

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。

4～12 略

（監督職員）

第10条 発注者は、監督員（監理を委託する場合の受託者を含む。以下同じ。）を定めたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、請負者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条 請負者は、建設業法の定めるところにより、現場代理人、主任技術者（監

理技術者)、専任の主任技術者(専任の監理技術者)又は専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、この契約締結後5日以内に、発注者の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2～4 略

5 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に対する措置請求)

第13条

1～3 略

4 請負者は、監督員がその職務につき著しく不相当と求められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 略

(条件変更等)

第19条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要

があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の解除権)

第43条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため請負者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - 三 第11条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 四 第4条第1項の規定により保証を付さなければならない場合において、保証を付さなかったとき。
 - 五 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 六 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を

もって同項の違約金に充当することができる。

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前3条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第46条

1～5 略

6 請負者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 略

(補則)

第51条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負者とが協議して定める。

愛知県公共土木設計業務等委託契約約款（抜粋）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 略

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者が第10条の規定により定める管理技術者等（以下「管理技術者等」という。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4～13 略

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示

二 この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者等との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

（管理技術者等）

第10条 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の技術上の管理を行う管理技術者等を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければ

ならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者等（2名以上の管理技術者等を定めた場合にあつては、これらの管理技術者等を統括する管理技術者等）は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。